

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年9月1日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 8件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600071号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600032号

第1 結論

請求者のA事業所における平成15年6月6日の標準賞与額を29万9,000円、平成15年10月8日の標準賞与額を18万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年6月6日及び平成15年10月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月6日及び平成15年10月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年6月6日
② 平成15年10月8日

年金記録を確認したところ、A事業所から支給された請求期間①の賞与及び請求期間②の寒冷地手当が記録されていない。賞与等から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答により、請求者は、同事業所から、請求期間①は29万9,548円、請求期間②は18万8,100円の賞与等の支払を受け、当該賞与等から、請求期間①は29万9,000円、請求期間②は18万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、両請求期間に支給した賞与等について、請求者の厚生年金保

険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600072 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600033 号

第 1 結論

請求者の A 事業所における平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額を 83 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 6 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 6 月 6 日

年金記録を確認したところ、A 事業所から支給された請求期間の賞与が記録されていない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の回答により、請求者は、同事業所から、平成 15 年 6 月 6 日に 83 万 638 円の賞与の支払を受け、当該賞与から 83 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 15 年 6 月 6 日に支給した賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500245 号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第 1600008 号

第1 結論

昭和 55 年 6 月から昭和 56 年 6 月までの請求期間、昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 12 月までの請求期間及び昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から昭和 56 年 6 月まで
② 昭和 57 年 4 月から昭和 58 年 12 月まで
③ 昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 1 月まで

請求期間①、②及び③について、自宅に集金に来ていた B 社会保険事務所(当時)の職員(集金人)に夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に納付していたと記憶している。

夫の年金記録では、請求期間①、②及び③について、国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料納付記録がないのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、A 市 b 区において昭和 55 年 10 月 1 日に夫婦連番で払い出されており、請求者の夫は、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿により、請求期間①、②及び③について、国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、自宅に集金に来ていた B 社会保険事務所の職員に請求期間①、②及び③の国民年金保険料を定期的に納付していたと主張しているところ、同事務所の開設時期は昭和 59 年 4 月であり請求期間①及び②には存在していない

ことから、請求者は同事務所の職員に請求期間①及び②に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、日本年金機構は、請求期間③においてB社会保険事務所の職員が戸別訪問により、国民年金保険料の集金等を行っていたか否かを確認できる資料は保管されていない旨回答している上、請求者が請求期間①、②及び③当時に住所を定めていたA市の請求者に係る国民年金被保険者名簿及び過年度納付記録簿において、請求期間①及び②は保険料の申請免除、請求期間③は保険料の未納とされており、請求者が請求期間①、②及び③に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者には、オンライン記録によると、請求期間①、②及び③以外に国民年金保険料の未納期間が確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者が当該請求期間の保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間①、②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600040 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600031 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A事業所における資格取得年月日は昭和 57 年 10 月 1 日となっているが、昭和 57 年分の給与所得の源泉徴収票によると、就職年月日は同年 9 月 27 日になっているので、同日を資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、請求者から提出された昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票の写し及びA事業所から提出された給料支給内訳の写しにより、請求者は請求期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A事業所は、適用事業所名簿によると、昭和 57 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間当時は適用事業所でなかったことが確認できる。また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の給与又は賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、事業主は、請求期間における請求者に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答しており、当該事業所から提出された給与明細兼領収書の写しにおいて、請求期間に係る厚生年金保険料(昭和 57 年 9 月分)を控除していないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600038号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600034号

第1 結論

請求期間について、請求者のA連合会における農林漁業団体職員共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年4月1日から同年6月1日まで

昭和52年4月1日からA連合会のA'病院(現在は、A'クリニック)に勤務したが、農林漁業団体職員共済組合(以下「農林共済組合」という。)の組合員資格取得日は、同年6月1日と記録されている。

農林共済組合の組合員資格取得日を昭和52年4月1日に訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A連合会から提出された採用者辞令簿における請求者の採用年月日及び請求者のA連合会A'クリニックにおける雇用保険被保険者資格取得日は、いずれも昭和52年4月1日であることが確認できることから、請求者は、請求期間において、A連合会A'病院に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、農林共済組合が保管する「組合員資格新規取得届」、「組合員資格異動届等処理済通知書(控)」及び「資格関係DBプリント」により、A連合会は、同連合会における請求者の農林共済組合員資格取得日について、昭和52年6月1日とする届出を行ったことが確認できる。

また、A連合会は、「請求期間当時、採用した職員は、2か月の試用期間後に農林共済組合に加入させていた。」と回答している上、A連合会の担当者は、「農林共済組合に加入させていない2か月の試用期間について、職員の給与から農林共済組

合の掛金を控除することは考えられない。」と陳述している。

さらに、請求者が、請求期間当時にA連合会A'病院に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち、生存及び所在が確認できた3人からは、いずれも請求者と同じく勤務していたとの回答が得られたところ、このうち一人は、雇用保険被保険者記録及びオンライン記録によると、請求者と同様に、昭和52年4月1日に雇用保険の被保険者資格を取得し、その2か月後の同年6月1日に農林共済組合員資格を取得していることが確認できるが、同人は、当時の農林共済組合の取扱いについて記憶していない。また、他の二人は、請求期間前から農林共済組合員になっていることが確認できるが、このうち一人は、「当時は、2か月の試用期間後に農林共済組合に加入できたと記憶している。」と回答しており、残る一人は、当時の農林共済組合の取扱いについて記憶しておらず、回答が得られた3人のいずれの者からも、請求者の請求期間に係る農林共済組合の掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、請求者と同日の昭和52年6月1日にA連合会において農林共済組合員資格を取得していることが確認できる者のうち、15人（上述の同僚3人のうち、昭和52年6月1日に農林共済組合員資格を取得している一人を除く。）について雇用保険被保険者記録を確認したところ、いずれも同年4月1日に同保険の被保険者資格を取得しており、請求者と同様に、請求期間に係る農林共済組合の組合員記録はない。

その上、上記15人に照会し、7人から回答が得られたところ、このうち二人は、「採用当初の2か月間は試用期間であり、昭和52年6月から農林共済組合に加入した。」と回答している上、回答が得られた7人のいずれの者からも、請求者の請求期間に係る農林共済組合の掛金が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における農林共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が農林共済組合員として、請求期間に係る共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600041 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600035 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日

請求期間に A 事業所(現在は、B 事業所)で勤務し、発送及び営業の業務に従事していたが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された失業保険金受給資格者証の写し及び請求者が請求期間後に勤務した C 町役場から提供された人事記録カードの写し並びに同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間頃に A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主は死亡していることから、同社の後継事業所である B 事業所に照会したものの、同社は、「請求者に係る資料は無く、当時を知る者もない。」と回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により、請求期間及びその前後の期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 18 人に照会し、9 人から回答を得たところ、このうち、自身が記憶する入社日からそれぞ

れ4か月から1年経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している3人は、いずれも請求者と同じく発送又は営業の業務に従事していたと陳述している上、「当時、A事業所では、従業員の出入りが激しかったため、正社員になる前に、試用期間・見習期間が設けられていた。入社した当初の試用期間・見習期間は、厚生年金保険料が控除されていなかった。」と具体的に陳述しており、回答が得られた他の6人からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600039 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600036 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 9 月 20 日から平成 3 年 4 月 16 日まで

A事業所には、昭和 57 年 9 月 20 日から嘱託業務員として勤務したが、厚生年金保険の記録では、特別嘱託業務員となった平成 3 年 4 月 16 日に同保険の被保険者資格を取得した記録になっている。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の陳述及びA事業所の回答により、請求者は、請求期間において、嘱託業務員として同事業所の業務を行っていたことが推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の給与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、当該事業所は、「保存期限が経過しており、請求者に係る資料はないが、請求期間当時、請求者と締結していた嘱託業務員契約は、民法上の請負契約であり、請求者は当社の従業員（労働者）でなかった。そのため、請求期間は、請求者を厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している。

また、請求者は、「嘱託業務員であった請求期間については、A事業所から支払われた報酬から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述している。

さらに、オンライン記録及びB町（当時）が作成した国民年金被保険者名簿兼検
認カードにより、請求者は、請求期間の一部について、国民年金保険料を納付又は
申請により免除されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる
関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者
が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600006 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600037 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 40 年 4 月 16 日から昭和 41 年 5 月 25 日まで

昭和 40 年 4 月 16 日からA事業所(現在は、D事業所)で勤務していたが、年金記録によると、同事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和 41 年 5 月 25 日と記録されており、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、請求期間当時、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、昭和 47 年 5 月 20 日に解散していることが確認でき、請求期間当時の事業主及び清算人は既に死亡している上、当該事業所の業務を引き継いだD事業所の本部は、「当社の設立は昭和 45 年 2 月であり、それ以前については資料も無く不明である。」と回答しており、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、A事業所の厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 41 年 5 月 25 日と記録されていることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致しており、不自然な訂正等の形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、A事業所における同僚への照会は希望していないことから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600022 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600038 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 43 年 5 月から昭和 46 年 5 月まで
② 平成 5 年 12 月から平成 7 年 1 月まで

請求期間①は C 市にあった A 事業所に、請求期間②は D 市にあった B 事業所にそれぞれ勤務したが、年金記録では、両請求期間について厚生年金保険の加入記録がない。

請求期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者が主張する A 事業所の所在地において、同事業所に係る商業・法人登記の記録が確認できない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A 事業所について、C 建設業協会及び C 商工会は、「当会には会員登録していない。」と回答し、E 局及び F 局は、「当局で許可している建設業の登録業者に該当はない。」と回答している上、請求者は、同事業所の事業主の名前は記憶しておらず、上司一人の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であり、個

人を特定することができないことから、請求者の同事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者が請求期間①について厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 請求期間②について、B事業所の経理事務を担当していた者の回答及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、請求期間②当時、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の事業主は既に死亡している上、商業・法人登記簿謄本により、B事業所が平成16年11月に商号変更していることが確認できるG事業所の代表取締役は、「当時の資料が無く、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険の届出及び同保険料の控除については不明である。」と回答しており、請求者の請求期間②における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B事業所は、平成5年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②において同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、請求者が請求期間②当時にB事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、回答を得られた上記経理事務担当者は、「私は平成6年11月頃まで勤務していたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年8月31日以降は、従業員は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している上、オンライン記録によると、当該同僚4人は、いずれも請求期間②において当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、上記同僚4人のほか、オンライン記録により、平成5年8月にB事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる二人に照会したところ、回答を得られた一人は、「私は会社が倒産した平成6年12月頃まで勤務していたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成5年8月31日以降は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。同日以降は、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していた。」と回答している上、オンライン記録によると、同人は、同日以降の当該事業所における勤務期間について、国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる。

その上、D市は、請求者が請求期間②を含む平成5年11月1日から平成21年

12月2日までについて、国民健康保険の被保険者であった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として両請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600037号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和54年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年6月

A事業所で勤務し請求期間に賞与が支給されていたはずなのに、標準賞与額の記録がないので、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る賞与明細書等の関連資料及び当時取引していた金融機関の預金通帳を所持しておらず、当該預金通帳の取引明細は保存年限経過により確認できない上、A事業所は、オンライン記録によると、平成17年9月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「当院は、平成17年に事業を廃止したため、当時の資料が無く不明である。」と回答していることから、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A事業所に係る資料の一部を保管しているとするB事業所から提供されたA事業所の「期末、勤勉手当の支給基準について」によると、6月の期末、勤勉手当(賞与)の支給対象者は、支給基準日である6月1日に在職し、かつ、同日までに1か月以上の勤務期間がある者と規定されていることが確認できることから、雇用保険被保険者記録によると、請求者のA事業所における雇用保険被保険者資格の取得日は、平成16年5月17日であることが確認できることから、請求者は、請求期間に係る賞与の支給対象ではなかったものと判断できる。

さらに、A事業所の給与事務を担当していた者は、「請求者は、平成16年5月17日から勤務しており、同年6月1日時点で1か月勤務していないことから、同年6月の賞与の支給対象とはならない。請求期間について、請求者に対し賞与は支給しておらず、厚生年金保険料も控除していない。」と回答している上、日本年金機構が保管するA事業所に係る平成16年6月25日支給の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届において、請求者の名前は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。